

別紙 1

利回りに関する表示についての変更案

○第 2 回 WG 資料 P28 参照

【現行案】

1. 新発債における広告等

(3) 具体的な留意事項

⑤ 利回りに関する表示

利回りを表示する場合には、当該債券の発行条件等を表示することにより、利回りの計算根拠（外貨建債券の円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠の前提となる為替レートを含む。）を明示することに留意する。

利回り表示を省略する場合には、利率を過度に強調するなどにより投資家に誤解を与えないように留意する。

【修正案】

1. 新発債における広告等

(3) 具体的な留意事項

⑤ 利回りに関する表示

利回りを表示する場合には、当該債券の発行条件等を表示することにより、利回りの計算根拠（外貨建債券の円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠の前提となる為替レートを含む。）を明示するとともに、単利又は複利の別を明示する。

また、利回りを表示する場合には、当該債券の性質に応じた利回り表示となるよう留意する。
例えば、いわゆるディスカウント債の利回りのように償還差益を含めて利回りが計算される場合
については、当該債券が償還されるまで投資家が償還差益を享受することはないことから、償還
までの期日が 1 年を超えるものについては複利による利回り表示が適切であると考えられる。

なお、利回り表示を省略する場合には、利率を過度に強調するなどにより投資家に誤解を与えないように留意する。

○第 2 回 WG 資料 P31 参照

【現行案】

2. 既発債における広告等

(記載なし)

【修正案】

2. 既発債における広告等

(2) 利回りに関する表示

既発債の利回り表示については、「1. 新発債における広告等」、「(3) 具体的な留意事項」、「⑤利回りに関する表示」に準じ行うものとする。

個人向け国債の中途換金についての記述について

【現行案】

(2) 個人向け国債（新発債）

- ① 中途換金の制限（5 年固定金利の場合は、「2 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 4 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」、10 年変動金利及び 3 年固定金利の場合は、「1 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 2 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」）について必ず表示する。

【改正案】

(2) 個人向け国債（新発債）

- ① 中途換金の制限（5 年固定金利の場合は、「2 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 4 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」、10 年変動金利及び 3 年固定金利の場合は、「1 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 2 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」）について必ず表示する。

※個人向け国債については、平成 24 年 4 月発行分（平成 24 年 3 月までに発行された 5 年固定金利債を含む。以下同じ。）から、中途換金の制限について変更が予定されている。

よって、平成 24 年 4 月発行分からは、中途換金の制限については、「1 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 2 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」を表示することとなる。

別紙 3

(11) 私募債、私売出し債について

<第 2 回 配布版 P.46>

(11) 私募債、私売出し債

- ① 私募債や私売出し債については、新発債・既発債の表示事項及び留意事項を参考にして、各社において対応するものとする。
- ② 個別銘柄の表示を行う場合は、50 名以上に対する勧誘（募集・売出し）とならないよう、ナンバリングを行う等の工夫を行うことが望ましい。
- ③ 譲渡制限の内容（適格機関投資家限定、一括転売制限、額面分割制限等）を明確に表示する。

<修正案>

(11) 私募債、私売出し債

- ① 私募債や私売出し債については、新発債・既発債の表示事項及び留意事項を参考にして、各社において対応するものとする。
- ② 譲渡制限の内容（適格機関投資家限定、一括転売制限、額面分割制限等）を明確に表示する。

※ 個別銘柄の少人数向け勧誘について、表示を行う場合は、50 名以上に対する勧誘（募集・売出し）とならないよう留意すること。例えば、ナンバリングを行う、配布対象者を記録する等の工夫を行うことが考えられる。